

広島県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年八月三十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

馬木八本松線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条町郷曾字榎本一三九二番一地从 から 東広島市西条町郷曾字榎本一三八九番一地从 まで		新	一六・〇〇	四二・一〇	拡幅
		旧	一三・八〇	四二・一〇	